

香芝市告示第 2 0 号

香芝市地域包括支援センター設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 1 月 2 7 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市地域包括支援センター設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 4 6 第 1 項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第 2 条 センターの名称、位置、設置者及び担当する区域は、次のとおりとする。

名称	位置	設置者	担当する区域
香芝市中央地域包括支援センター	香芝市逢坂一丁目 3 7 4 番地 1	香芝市	香芝中学校及び香芝北中学校の通学区域
香芝市東地域包括支援センター	香芝市下田西二丁目 7 番 6 1 号	社会福祉法人誠敬会	香芝東中学校の通学区域
香芝市西地域包括支援センター	香芝市畑三丁目 8 1 7 番地 1 ロイヤルビュー香芝 1 0 1 号	社会福祉法人功有会	香芝西中学校の通学区域

(事業)

第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第 1 1 5 条の 4 5 第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事業
- (2) 法第 8 条の 2 第 1 6 項に規定する介護予防支援事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(利用できる者)

第 4 条 センターを利用できる者は、市内に住所を有する介護保険の被保険者及びその家族等とする。

(利用料金)

第 5 条 センターの利用に係る料金は、原則として無料とする。

(管理運営)

第 6 条 香芝市中央地域包括支援センターは、包括的支援事業に関する事務を

所掌する課が管理運営する。

(職員の配置)

第7条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長（香芝市中央地域包括支援センターにあつては、所長）
- (2) 保健師その他これに準ずる者
- (3) 社会福祉士その他これに準ずる者
- (4) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める職員

2 前項第1号の所長は、健康福祉部長をもって充てる。

(休所日及び開所時間)

第8条 センターの休所日及び開所時間は、原則として次のとおりとする。

(1) 休所日

イ 土曜日及び日曜日

ロ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ハ 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

(2) 開所時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(事業の委託)

第9条 センターは、第3条各号に掲げる事業の一部を香芝市地域包括支援センター運営等協議会の承認を経て、その実施を委託することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。